

別紙9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る審査事項

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">※受付番号</td> <td style="width: 150px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										※受付番号	
※受付番号											
事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 -)									
			(ビルの名称等)								
直通連絡先	直通電話番号					FAX番号					
	E-mail										
事業所の種別 (該当する欄に○を記入してください。)	①介護老人保健施設										
	②介護医療院										
	③指定介護療養型医療施設										
	④療養病床を有する病院又は診療所										
	⑤老人性認知症疾患療養病棟を有する病院										
	⑥③又は④に該当しない診療所										
入院患者又は入所者の定員		人 (指定介護療養型医療施設の部分を再掲 人)									
入院患者の数 (上記⑤に該当する場合に記入してください。)		人									
管理者	フリガナ					(郵便番号 -)					
	氏名	住所				生年月日					
従業者の職種及び員数 (上記⑤又は⑥に該当する場合に記入してください。)	担当医師		看護職員		介護職員		作業療法士		精神保健福祉士等		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤 (人)										
	非常勤 (人)										
	常勤換算後の人数 (人)										
	※基準上の必要人数 (人)										
	※適合の可否										
設備基準上の数値記載項目等 (上記⑤に該当する場合に記入してください。)						※基準上の必要数値		※適合の可否			
老人性認知症疾患療養病棟の用に供される床面積				平方メートル		平方メートル以上					
病室	1病室の最大病床数			床		床以下					
	入院患者1人当たり最小床面積			平方メートル		平方メートル以上					
廊下	片廊下の幅			メートル		メートル以上					
	中廊下の幅			メートル		メートル以上					
生活機能回復訓練室面積				平方メートル		平方メートル以上					
ダイニング及び面会室の合計面積				平方メートル		平方メートル以上					
入院患者1人当たりの食堂面積				平方メートル		平方メートル以上					
建物の構造概要											
設備基準上の数値記載項目等 (上記⑥に該当する場合に記入してください。)						※基準上の必要数値		※適合の可否			
入院患者1人当たり最小床面積				平方メートル		平方メートル以上					
建物の構造概要											
主な揭示事項	利用料		法定代理受領分								
			法定代理受領分以外								
	その他の費用										
通常送迎の実施地域	①		②		③		④		⑤		
	(備考)										

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 「入院患者又は入所者の定員」の欄は、短期入所療養介護等に供する病棟に係る員数を記入すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）
- (2) 建物の構造概要を記載した書類及び平面図並びに設備の概要を記載した書類
- (3) 運営規程
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- (6) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条第1項第10号に規定する誓約書
- (7) 申請者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写し
- (8) 申請者が、介護老人保健施設又は介護医療院において当該申請に係る事業を行おうとするときは、開設許可証
- (9) 当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。